

社会福祉の姿

—熊本県の福祉事業の現況と対策—



ひとくちに「社会福祉」、「社会保障」というが、その施策、内容は極めて幅広い。

熊本県の予算でみると、生活保護費だけで、十五億円をこえるものであるし、老人福祉、身体障害関係などを加えると、十九億円にものぼる。また、各市の支出する予算も二十億円をこえ、全県下に、四十億円以上の費用が、社会福祉関係に使われているのである。

そこで、これらが、どのように使われているか、社会福祉の仕事が、どのようななかたちですすめられているか、その姿を紹介しながら、いくつかの問題を拾いあげ、今後の施策の方向を描きだしてみたい。

(タイトル写真は県福祉会館)

「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」

——ご存知のとおり、これは憲法第二十五条の一節です。ここに「社会保障」という意味がはつきり

国では一定の基準を設けてその生活費の不足する部分について、国や県市がお金を出しあって扶け

明日の生活を築くために

生活保護

いまひとくちに「一定の基準」と申しあげまし

たが、この基準というのは、例えば、熊本市で生活されるAさん四人家族（夫婦と小学生一人、未就学児童一人）の場合の最低生活費の基準は、一万六千三百三十八円で、Aさんの月の収入は一万五千円ですが、この中から基礎控除、勤勉控除、交通費、実費控除の合計三千六百二十円の必要経費を差引いた残りの一万一千三百八十円をAさんの月収として認め、差引四千七百五十八円が生活扶助費として支給されるわけです。

こう申しあげますと、至極かんたんのようですが、生活保護法の仕ごとでもっと大切なことは

「適正保護」ということですから、その家庭の経済的な力即ち月間収人がどれくらいあるかという認定が極めて重要なことなのです。そして、この仕事を担当する福祉事務所の社会福祉主事（これをケース・ワーカーと呼んでいます）の苦労は大

変なもので、雨の日も風の日も、山を越えたへき地にも足を運びながら、そのような家庭を訪問し、誰がみても納得のいくような収入認定の調査を続けなければならないのです。

しかも、これが家庭の事情によっていろいろと

生活保護の現況

では、本県には、このような気の毒な人たちの数がどのくらい、そしてまた扶助のためにどれ程のお金が使われているのか、ここでグラフや図解などであらわしながら調べてみることにしましよう。

まず、熊本県全体で生活保護をうけている家庭の数を三十八年四月から三十九年三月までの月平均で調べてみますと、その世帯数では約二万六百二億三千万円にものぼっています。このうち、も

てゆこうという制度なのです。

りとあらわれていることがわかります。

なかでも「生活保護法」はその理念によって支えられ、生活に困窮するすべての国民に対し無差別平等の原理に基づいて、私たち国民の生活を保障しているのです。

ここで大切なことを忘れてはなりません。それは、この法律が無条件に国民の最低限度の生活を保障するのではなくて、あくまでもその生活のひとり立ちができるように手だけしてゆくものでなければならないということです。

例えば、ある家庭で十分に働ける力があるにもかかわらず、ぶらぶらと遊んでいたのでは、いくら生活に困っているからといって無条件でこの法律による生活の保護をうけるわけにはいかないということです。

いま申しあげた最低生活の保障が私たちにとって「権利」ではあっても、その前提として、私たちが常にたゆまぬ努力をすることによってその権利を保つ「義務」があることを忘れてはならないのです。

ですから、生活保護法は精いっぱい働いても最低生活ができないという気の毒な方々のために、

